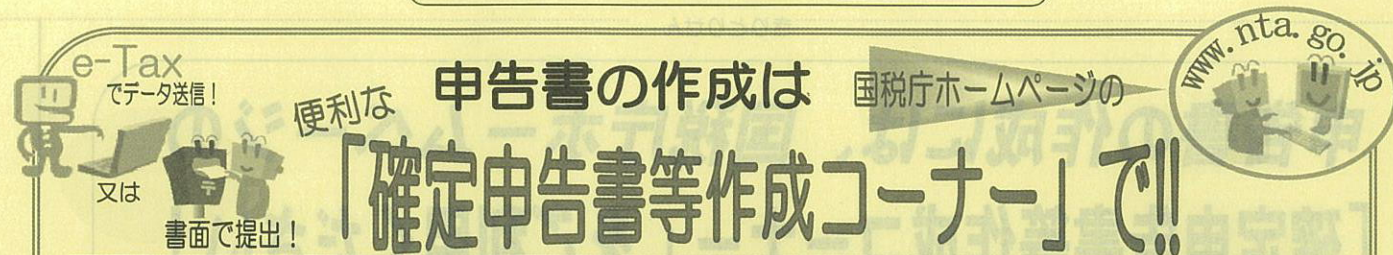


上尾税務署からのお知らせ



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

平成25年分所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、 平成26年2月17日（月）から同年3月17日（月）までです。

- 上尾税務署では、2月3日（月）から3月17日（月）までの間、申告相談会場を開設（土、日及び祝日を除く）しています。
- 2月23日及び3月2日の日曜日に限り、上尾税務署会場を開場します。（現金納付の窓口業務は行いません。）なお、日曜日は大変混雑が予想されますので、あらかじめご承知をお願いします。
- 申告相談会場では、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用したパソコンによる申告書等の作成相談を行っています。
- 申告相談会場では、納税者の皆さまのパソコンの利用状況に応じた相談体制をとっています。
 - ① パソコン操作がご自分でできる方・・・職員等のアドバイスを聞きながら、ご自分で入力していただきます。
 - ② パソコン操作に自信のない方・・・職員等が丁寧にサポートします。
 なお、上記①の方は、比較的早めにご案内します。
- 医療費の集計、事業所得や不動産所得などがある方の決算書・収支内訳書の作成など、申告に必要な事前準備をご自宅で済ませていただいた方は、申告手続きの時間が短縮されます。

- （注）1 上記以外の閉庁日（土、日、祝日）は、相談及び申告書の受付等を行っておりません。
 2 申告書は、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函（午後5時以降や閉庁日も可能）により、提出することができます。
 3 還付申告をされる方は、2月17日（月）前でも申告書を提出することができます。
 4 申告相談会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずご自身でコピーをしてください。
 5 確定申告期限間近になりますと、会場が大変混雑しますので、お早めにお越しください。

【お問い合わせ先】

上尾税務署 個人課税部門
〒362-8504 上尾市大字西門前577番地
代表電話 048（770）1800

※ 電話がつながると音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じて、番号をお選びください。

内容	番号	転送先
確定申告に関するご質問・ご相談	0	申告案内窓口
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センター
税務署の職員にご用の方	2	税務署（交換）

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

- この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市町にお尋ねください。

平成25年分消費税及び地方消費税の確定申告及び納税の期限は、 平成26年3月31日（月）です。

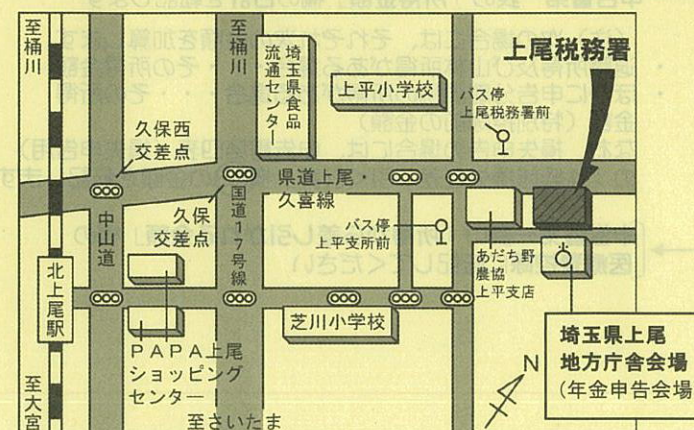
- 平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成25年分の消費税の課税事業者になり、消費税の確定申告が必要となります。
- この場合、平成25年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成25年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。ご注意ください。

平成25年分贈与税の相談及び申告書の受付は、 平成26年2月3日（月）から同年3月17日（月）までです。

- 1年間（1月1日から12月31日まで）に贈与を受けた財産の価額の合計額が、基礎控除額110万円を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。
- （注）相続時精算課税を選択する場合は、申告が必要となります。

復興特別所得税が創設されました。

- 平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。
- 復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率をかけて計算した金額です。



- ◇ 北上尾駅（東口）から 徒歩約20分
- ◇ 北上尾駅（東口）から上平循環・東西循環「上尾税務署前」停留所下車 徒歩1分
- ◇ 上尾駅（東口）から朝日バス（羽貫駅行・伊奈学園行）「上平支所前」停留所下車 徒歩3分

《確定申告相談会場案内》

○上尾税務署会場

開設期間：2月17日（月）～3月17日（月）

○埼玉県上尾地方庁舎会場（期間限定）

開設期間：2月10日（月）～3月11日（火）

対象者：年金受給者の方

- ※ 申告内容によっては、上尾税務署会場となる場合があります。
- ※ 開設期間以外の日、上尾税務署会場へお越しください。

- ※ 駐車場は大変混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ※ 市町主催の申告相談会場及び開催日程については、各市町の広報紙等をご覧ください。

* 医療費の領収書を入れる封筒としてご使用ください。

※ 確定申告書、給与所得の源泉徴収票等はこの封筒に入れないでください。

平成25年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住 所

氏 名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで 補填される金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
				円	円
合 計				A	B

【控除額の計算】

支払った医療費	円	A	申告書第二表の「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。
保険金などで補填される金額	円	B	
差し引き金額 A-B	(赤字のときは0円) 円	C	
所得金額の合計額	円	D	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します
$D \times 0.05$	円	E	(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄⑧の金額を転記します。
10万円とEのいずれか少ない方の金額	円	F	
C-F	(最高200万円) 円	医療費控除額	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記してください

申告書の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

(<http://www.nta.go.jp>)

確定申告

検索

①電子証明書
②ICカードリーダライタ
をお持ちなら、

e-Tax

添付書類と一緒に郵送等で

書面提出

画面の案内に従って入力

パソコンで自動計算!

その場で
データ送信!

印刷したら
さあ提出!

e-Tax(所得税)を利用して申告すると・・・

○ 添付書類の提出省略

※ 確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

○ 還付がスピーディー

※ 3週間程度に短縮

○ 24時間受付

※ 確定申告期間中は、24時間いつでもどこでも利用が可能です。

操作や設定で困ったときは

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-015901

《受付時間: 月曜日から金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除く)午前9時～午後5時》



きりとりせん

やまおり

(のりしろ)